

ケルナー広場及び水遊び場管理運営規程

(趣旨)

この規程は、あんなかスマイルパーク条例(令和2年条例第30号。以下「条例」という。)及びあんなかスマイルパーク条例施行規則(令和2年規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、あんなかスマイルパークにおけるケルナー広場及び水遊び場の管理運営について必要事項を定めるものとする。

(遊具の設置等)

- ・遊具の設置場所はあんなかスマイルパーク内とする。なお、ケルナー遊具の設置箇所を「ケルナー広場」と呼び、水遊び遊具の設置箇所を「水遊び場」と呼ぶ。

(管理体制)

- ・ケルナー広場及び水遊び場の開園時は、遊具の利用状況等により適切な人数の補助員を配置すること。また、長期休暇中は、休館日であっても原則として遊具等を開放すること。また、その際にも適切に補充員を配置するものとする。
- ・補助員は遊具利用者に対し、常駐または巡回により、利用方法や安全対策の説明など安全で楽しく利用するための指導を行う。
- ・事故・怪我があった場合や遊具等に損傷や異常が見られた場合には、使用を中止し、速やかに安中市へ報告する。

(管理業務)

●利用案内

- ・遊具利用者へ利用方法や安全対策の説明、安全で楽しく利用するための指導を行う。
- ・ケルナー遊具、水遊び遊具の特徴を伝え、利用者の発達に合っているか指導を行う。

●利用者数集計

●清掃業務、除草業務、防火管理、点検の実施

「別表共通①公園チェックリスト」に則る。

- ・公園利用者が快適に利用できるよう、園内を清潔に保つ。
- ・目視による火気の点検
- ・木材保護塗料塗装(1回/年)

(安全管理)

- ・高温注意情報が発表された場合、利用者へ熱中症等の注意喚起を行う。
- ・風水害により土砂崩れ等の災害が発生または発生が予想される場合、避難誘導等の安全確保に努める。
- ・雷注意報が発表された時は、利用者に落雷や雹等への注意喚起を行うほか、状況に応じて屋根付施設への退避等の安全確保を行う。

- ・光化学スモッグ注意報が発令された時は、利用者に注意喚起する。
- ・事故や災害が発生した場合は、状況を把握し、関係機関への速やかな報告と初期対応を行う。
- ・公園内での事故防止・迷惑行為等防止のため、使用状況を常に把握し、必要に応じて利用者に注意・指導を行う。
- ・傷病人に備え、救急薬品などの救急セット等を常に常備しておく。
- ・災害・事故等に備えた訓練を年に一度以上実施する。こどもへの応急処置を学ぶ。
- ・救急救命講習を受講し、緊急時に迅速に対応できるようにする。
- ・利用者が負傷した場合の対応として保険に加入すること。

(遊具設置後の検査)

広場の安全性検査および機能の保全のため、ケルナー遊具の目視と動作確認による点検を次のとおり実施する。

点検の種類	目的と内容	頻度
日常点検	施設を目視および触手することにより、異常の有無（表面を目で確認し、清潔であること、落下防止の玉砂利の状態、刺さるような鋭利なものがないか、可動部分のネジは緩んでいないか、異常なところはないかなど）を確認する。また、異常を発見した場合は管理者と相談し、早期に対応する。	毎日実施
定期的な管理	玉砂利の耕起、補充等 遊具木材部への木材保護塗料塗装	年1回を標準とする

(報告)

- ・日ごとに、別表共通①公園チェックリストを提出すること。

(修繕等)

- ・ケルナー遊具に修繕が必要となった場合は、その程度が軽微なものであれば指定管理者において指定管理業務として対応すること。事業者に依頼する場合は、設置時の代理店に連絡の上、必要に応じて市内等でケルナー遊具のメンテナンスに実績のある事業者に依頼すること。
- ・軽微でない修繕については安中市に協議すること。

(その他)

- ・遊具写真については、安中市ホームページを参照すること。
- ・この規程に定めのない事項については、別途安中市と協議の上決定する。